

盛土規制法の運用開始について

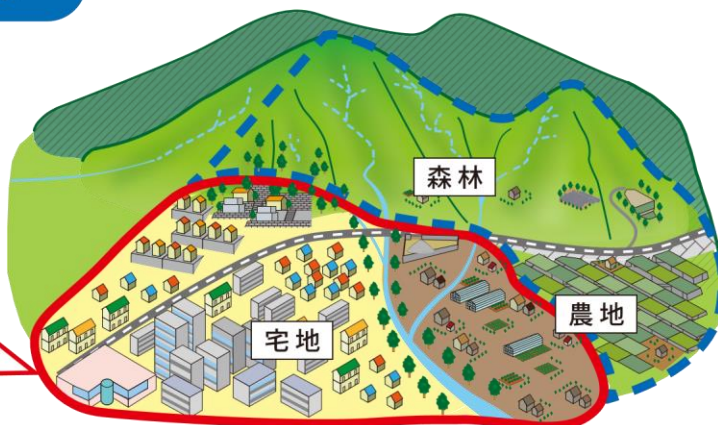


宅地造成等規制法が改正され、令和5年(2023年)5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」が施行されました。盛土規制法では、規制区域内で一定規模以上の盛土や切土、土石の堆積に関する工事を行う場合、許可が必要となります。また、規制区域内では、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することになります。姫路市では、令和7年4月1日に規制区域(宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域)を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

規制区域のイメージ

宅地造成等 工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



特定盛土等 規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

許可が必要となる盛土等の規模

(**赤文字** 宅地造成等工事規制区域、**青文字** 特定盛土等規制区域)

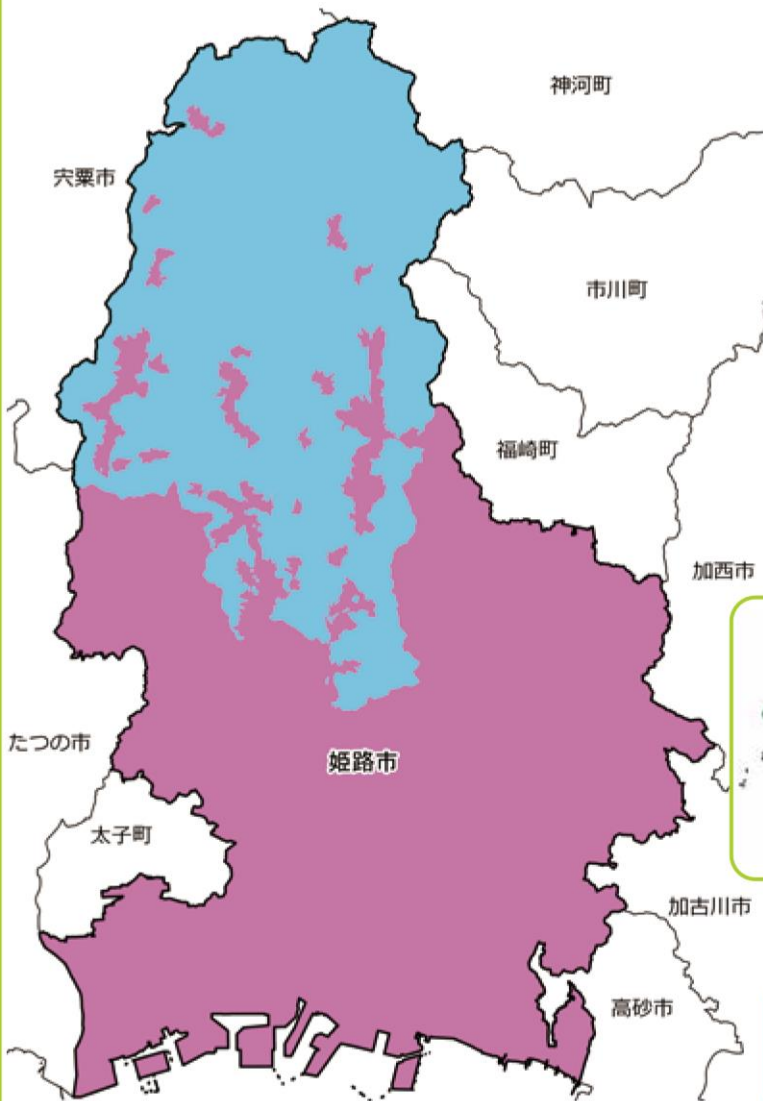
土地の形質の変更(盛土・切土)

- 1 盛土で高さが
1m超 **2m超**
の崖を生ずるもの
- 2 切土で高さが
2m超 **5m超**
の崖を生ずるもの
- 3 盛土と切土を同時に行い、
高さが **2m超** **5m超**
の崖を生ずるもの(1.2を除く)
- 4 盛土で高さが
2m超 **5m超**
となるもの(1.3を除く)
- 5 盛土又は切土をする土地の面積が
500㎡超 **3000㎡超**
となるもの(1~4を除く)

一時的な土石の堆積

- 6 最大時に堆積する高さが
2m超 **5m超** かつ面積が
300㎡超 **1500㎡超**
となるもの
- 7 最大時に堆積する面積が
500㎡超 **3000㎡超**
となるもの

姫路市の規制区域



姫路市では、市内全域が宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定されます。

▶詳しくはホームページへ



家島諸島

凡例

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

盛土等の許可申請

- 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、あらかじめ姫路市長の許可が必要です。
- 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

●お問い合わせ

姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL:079-221-2495

